令和3年度

国保制度
改善強化
全国大会

開催日時

令和3年11月19日(金)午後1時

開催場所

有楽町朝日ホール【東京都千代田区】

主　催

国民健康保険中央会
都道府県国保連合会
全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会
全国国保組合協会

大　会　次　第

1 開会の辞
全国知事会代表

2 主催者挨拶
国民健康保険中央会会長

3 大会宣言
全国市長会代表

4 来賓挨拶
厚生労働大臣
総務大臣
与党代表、野党代表

5 議長団選出
国民健康保険中央会代表
全国市長会代表
全国町村会代表

6 議長団代表挨拶
国民健康保険中央会代表

7 決議文発表
全国町村会代表

8 閉会の辞
全国町村議会議長会代表

国保制度改善強化全国大会役員・運営委員

❖大会会長
岡﨑　誠也〔国民健康保険中央会会長（高知県高知市長）〕

❖大会副会長
古口　達也〔国民健康保険中央会副会長（栃木県茂木町長）〕

❖大会役員
平井　伸治〔全国知事会会長（鳥取県知事）〕
柴田　正敏〔全国都道府県議会議長会会長（秋田県議会議長）〕
立谷　秀清〔全国市長会会長（福島県相馬市長）〕
清水　富雄〔全国市議会議長会会長（神奈川県横浜市会議長）〕
荒木　泰臣〔全国町村会会長（熊本県嘉島町長）〕
南雲　　正〔全国町村議会議長会会長（新潟県湯沢町議会議長）〕
渡邉　芳樹〔全国国民健康保険組合協会会長〕

❖大会運営委員長
黒田　和彦〔大阪府国民健康保険団体連合会事務局長〕

❖大会運営副委員長
徳留　義章〔宮崎県国民健康保険団体連合会事務局長〕

❖登壇者
衆・参両院議員（本人）、各主催者団体代表者及び大会運営正・副委員長

決　議

本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

一、国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実を図ること。

一、普通調整交付金が担う自治体間における所得調整機能は、今後も堅持し、見直しを行わないこと。

一、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、国保制度の運営の安定を図るとともに、医療・保健・介護の人材及び公立病院等の医療提供体制を確保するため、地方自治体及び国保連合会に対して十分な支援措置を講じること。

一、後期高齢者の2割負担の導入に当たっては、制度改正の目的や内容について丁寧な周知を行うこと。

一、子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の全廃及び子どもに係る均等割保険料（税）の軽減制度の拡充を行うこと。

一、生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと。

一、国保総合システムの次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

一、国民の健康保持・増進に向けて、KDBシステムの更なる活用が図られるよう、システム更改等に係る財政措置を講じること。

一、オンライン資格確認等システムの運用やデータヘルス改革の推進に当たっては、国の責任において財政支援をはじめ必要な措置を講じること。

一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

令和3年11月19日
国保制度改善強化全国大会

平成30年の制度改革において、財政支援の拡充により国保の財政基盤強化が図られましたが、依然として構造的な問題を抱えていることから、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。

一人当たり保険料負担率の比較

（平成30年度）

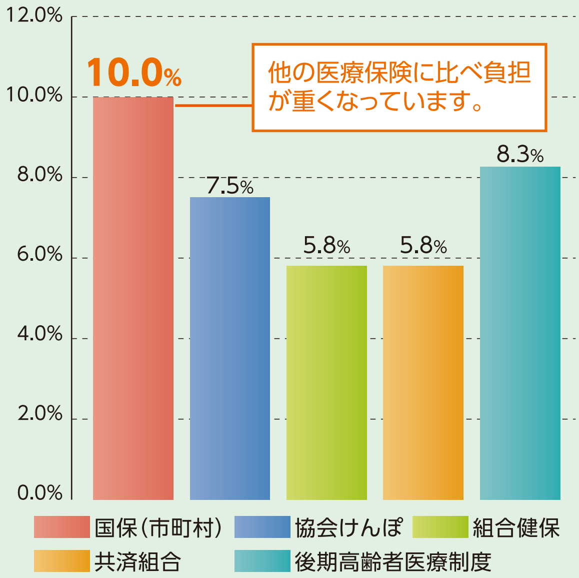

※一人当たり負担率 ＝ 一人当たり平均保険料（税） ／ 一人当たり平均所得

国保（市町村）における一人当たり保険給付費と平均年齢の推移

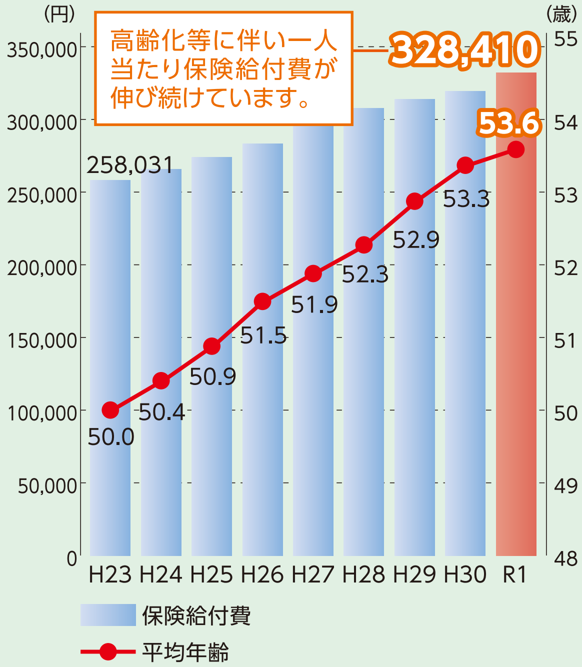

※被保険者数については、各年度末現在

国保（市町村）世帯主の職業構成

（平成30年度）

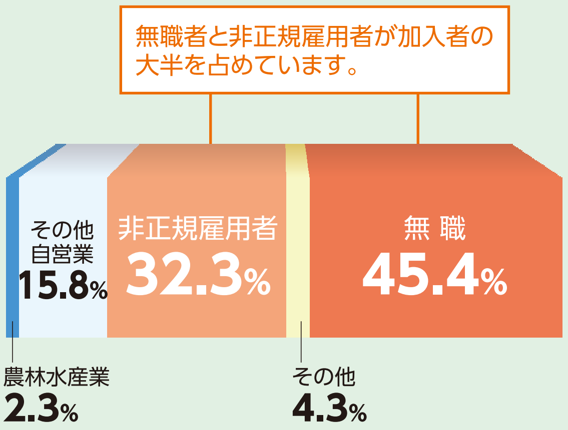

【参考】

加入者一人当たり平均所得（平成30年度）

- 国保（市町村）・・・・・88万円（一世帯当たり137万円）
- 協会けんぽ・・・・・156万円（一世帯当たり258万円）
- 組合健保・・・・・・・222万円（一世帯当たり391万円）

国保（市町村）被保険者の年齢構成

（令和元年9月末現在）

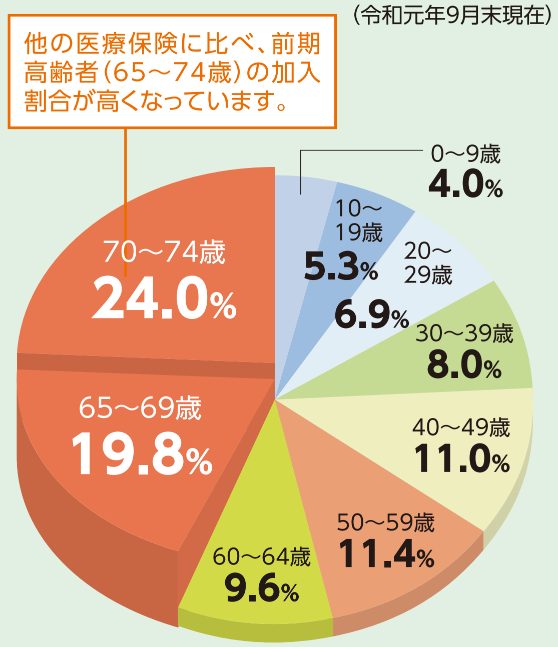

（注）すべて厚生労働省資料をもとに作成。

宣　言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきた。しかしながら、中高年齢者が多く加入し医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題を抱えている。このため、市町村においては被保険者にこれ以上負担を求めることは極めて困難であり、厳しい財政運営を強いられている。

このような中、平成三十年度より新たな国保制度が施行され、都道府県が財政運営の責任主体となり、公費の拡充による財政基盤の強化が図られたが、国保制度を持続可能なものとするため、今後も国は制度運営について、責任を持って最大限の努力をしていく必要がある。

我々国保関係者は、引き続き国保の安定的な運営に最善を尽くしていく所存であるが、急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であるほか、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者が増加しており、安定的な運営が困難な状況が続くと想定される。このため、国保制度の更なる改善強化に向け、国に対して以下を強く求めるものである。

今般の国保制度改革が実効あるものとなるよう、毎年三千四百億円の公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度が有効に活用されるよう、適切な評価を行いつつ、財政支援の拡充を図るべきである。

政府において普通調整交付金の配分方法等を見直す検討を行う方針が示されているが、同交付金が担う自治体間における所得調整機能は極めて重要であり、今後も堅持し、見直しを行うべきではない。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、国保制度の運営の安定を図るとともに、医療・保健・介護の人材及び公立病院等の医療提供体制を確保するため、地方自治体及び国保連合会に対して十分な支援措置を講じるべきである。

後期高齢者の2割負担の導入に当たっては、制度改正の目的や内容について、丁寧な周知を行うべきである。

全国の自治体が強く要望している子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置は、子どもの対象年齢に関わらず直ちに廃止するとともに、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を拡充すべきである。

生活保護受給者の国保等への加入の議論については、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、見直しは行わず引き続き国としての責任を果たすべきである。

国の意向を踏まえ実施する次期国保総合システムの更改や運用に係る経費については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるべきである。

国民の健康保持・増進に向けて、KDBシステムの更なる活用が図られるよう、システム更改等に係る必要な財政措置を講じるべきである。

オンライン資格確認等システムの円滑な運用や、データヘルス改革の推進に当たっては、国の責任において十分な財政支援を行うなど必要な措置を講じるべきである。

以上の実現に向けて、我々国保関係者は、ここに「国保制度改善強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会において決議し、断固邁進することを誓うものである。

令和3年11月19日

国保制度改善強化全国大会

国保中央会所蔵

相扶共済とは

　昭和13年4月1日に公布された国民健康保険法には、「相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に関し保険給付を為すを目的とする」とあります。

　この書は、昭和15年、当時の首相 近衛文麿氏が揮毫し、国民健康保険法施行3周年記念に開催された「第1回国民健康保険全国大会」において配布されました。

　国民健康保険法制定時に携わった清水玄氏（内務省社会局保険部規画課長・法律制定時は厚生省保険院社会保険局長）は、相扶共済について「国保が他の諸制度以上に全国民の隣人愛の高揚により、発展すべきものであることを表す言葉である」と解説しています。

　現在も互いに助け合う、国保の基本精神を表す言葉として使用されています。

会場案内

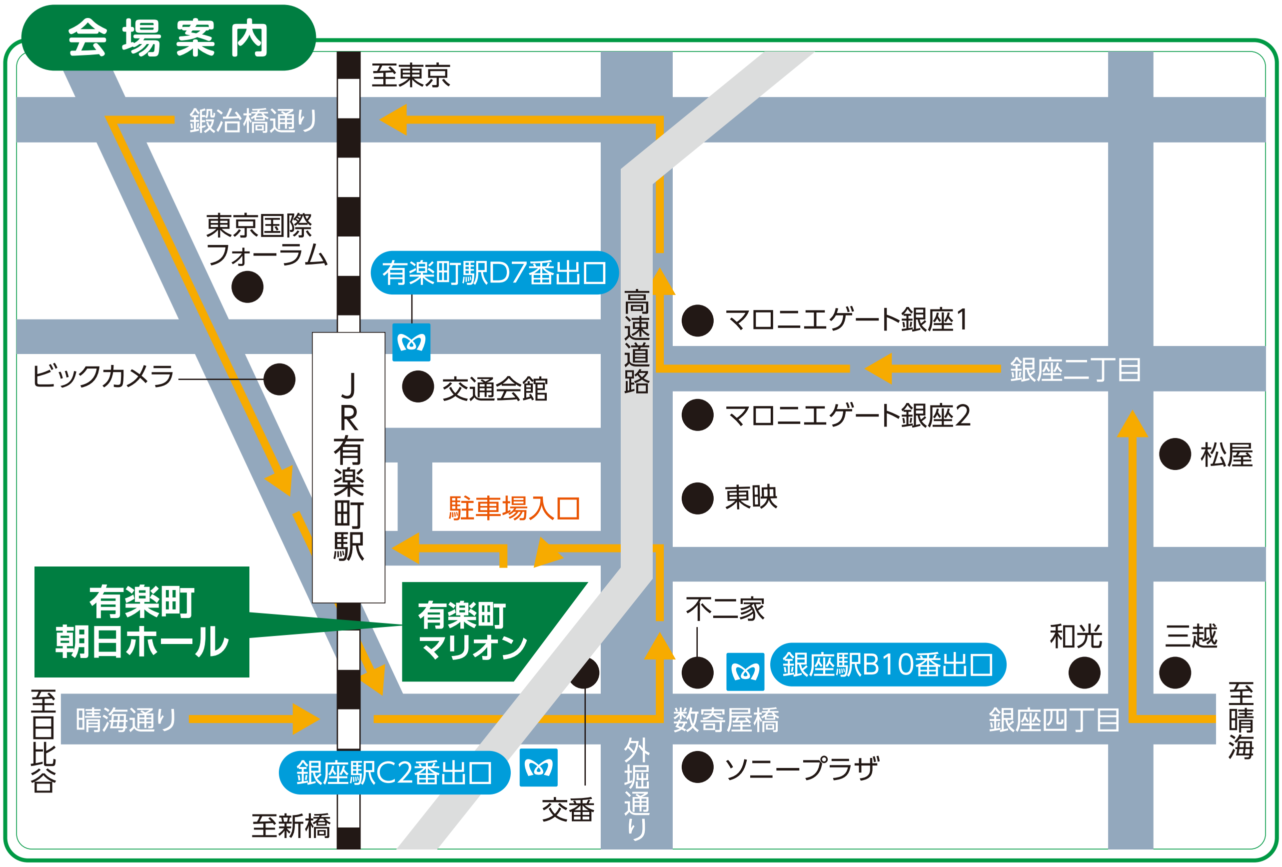

有楽町朝日ホール　〒100-0006　東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン11階

■アクセス：○JR（山手線・京浜東北線）有楽町駅中央口または銀座口　徒歩2分
　　　　　　○地下鉄（有楽町線）有楽町駅　D7出口　徒歩2分
　　　　　　○地下鉄（丸ノ内線・銀座線・日比谷線）銀座駅　C2、B10出口　徒歩2分　※C4出口閉鎖中